

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8 法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2 法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果 II-4. 公益財団法人千葉市保健医療事業団及び健康企画課に係る外部監査の結果（3）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ウ. 施設管理の収益性及び指定管理者制度との関係について【保健医療事業団・健康企画課】（報告書 P142）</p> <p>千葉市総合保健医療センター施設管理事業は、保健医療事業団の収益事業として実施されている。しかし、正味財産増減計算書内訳表にもあるとおり、公益認定取得後、予算・決算において剰余金は発生していない。公益認定を申請する段階で、当局（県公益認定等委員会事務局等）との質疑の結果として、当該施設管理事業を収益事業としたということであったが、外部監査の過程では合理的な根拠を把握することができなかった。</p> <p>当該事業委託契約の特徴は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 委託契約書上の契約金額（平成 25 年度：249,428,000 円、最終確定金額 248,763,916 円）確定の手法が市予算要求資料（第 5 号様式（甲））に基づき積算するため、積算の主体・責任関係が曖昧となっていること。 ii その積算様式は、地方自治法の現金主義会計に基づく予算積み上げ方式であるため、事業に伴う直接経費のみの積算であり、事務局の間接経費の積算が含まれていないため、当該業務委託を請け負ったから保健医療事業団にとって、経理的基礎の観点から有利になるわけではないこと。 iii この施設管理事業の仕様内容のうち、施設の保守及び維持管理の項目は、実質 16 項目列挙されているが、「光熱水費、使用料、賃貸料及び支払業務」以外は基本的に再委託で外部業者が事業を再請負することで成り立つ業務であること（契約額の約 6 割）。 <p>当該施設管理事業委託は、さらに契約金と実績に差異としての剰余金が生じた場合には精算する旨の規定がある（契約書第 21 条、仕様書第 9 条）。</p> <p>【結果】</p> <p>公益認定取得後も、現状の契約内容では発生し</p>	<p>平成 30 年度から、千葉市総合保健医療センター施設管理事業の積算において、一般管理費を見積もることとした。</p> <p>また、市と協議し、剰余金の全てを精算していたものを「人件費、特定資産取得支出、光熱水費及び電話交換器賃貸借契約の支払い業務に係る経費」に限定する仕様に変更された。</p> <p>なお、千葉市総合保健医療センターについては、公の施設として位置付けられておらず、また当該施設管理事業を休日救急診療所の指定管理者制度の枠に含めることもできない。</p>

た剰余金がすべて千葉市へ返納（千葉市にとっては歳出戻入）されることになっており、公益認定制度の趣旨に悖るものと考えられる。そのため、保健医療事業団としては次のことを検討し、制度趣旨に合った契約形態に改善するよう努力することを要望する。

- i 予算確保段階及び契約締結前の入札等の段階で、保健医療事業団は当該事業を実施するために必要なフルコストを独自に積算した見積書を作成し、所管課へ提出すること。
- ii 当該事業が真に収益事業となるためには、現在の仕様書に対応して施設管理の業務提案書を作成し、インセンティブを付与する仕組みの契約内容に変換するよう、所管課へ要望すること。
- iii 所管課と協議をすることで、当該施設管理事業を指定管理者制度の枠に含めて、ii で述べた内容を徹底することができる仕組みにすることを要望すること。